

保医発 0928 第 5 号  
平成 30 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 に次のように加える。

(28) 抗デスマグレイン 1 抗体、抗デスマグレイン 3 抗体及び抗 B P 180-N C 16 a 抗体同時測定

ア 抗デスマグレイン 1 抗体、抗デスマグレイン 3 抗体及び抗 B P 180-N C 16 a 抗体同時測定は、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「注 1」に規定する本区分の 9 から 15 まで、18 及び 30 に掲げる検査を「3 項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法

( I F 法 ) に よ り 、 鑑 別 診 断 を 目 的 と し て 測 定 し た 場 合 に 算 定 で き る 。 な お 、 天 疱 瘡 に つ い て の 鑑 別 診 断 目 的 の 対 象 患 者 は 、 厚 生 労 働 省 難 治 性 疾 患 政 策 研 究 事 業 研 究 班 に よ る 「 天 疱 瘡 診 断 基 準 」 に よ り 、 天 疱 瘡 が 強 く 疑 わ れ る 患 者 と す る 。

ウ 天 疱 瘡 又 は 水 疱 性 類 天 疱 瘡 の 鑑 別 診 断 の 目 的 で 、 本 検 査 と 区 分 番 号 「 D 0 1 4 」 自 己 抗 体 検 査 「 29 」 の 抗 デ ス モ グ レ イ ン 3 抗 体 若 し く は 抗 B P 180 - N C 16 a 抗 体 又 は 「 36 」 の 抗 デ ス モ グ レ イ ン 1 抗 体 を 併 せ て 測 定 し た 場 合 は 、 主 たる も の の み 算 定 す る 。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) <u>抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定</u></p> <p><u>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法（IF法）により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</u></p> <p><u>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグ</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(新設)</p>

レイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」  
の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主た  
るもののみ算定する。